

令和6年度～令和8年度

利尻町立学校における働き方改革

アクション・プラン（第3期）

利尻町教育委員会

令和6年8月

1 はじめに

■3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に加え、地球規模で進む気候変動やDX・GXの進展など、社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつあると言われる一方で、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしている。

■このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要がある。

そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められている。

■一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力向上させていくことが喫緊の課題となっている。

■学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要がある。

2 推進プランの性格

・本プランは、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであり、町内の学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものです。

・本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 働き方改革に関する動き

- ・平成29年12月 「学校における働き方改革に関する緊急対策」(文科省)
- ・平成30年3月 「道アクション・プランの策定」(北海道)

- ・平成 30 年 6 月 「利尻町立学校における働き方改革アクション・プランの策定」(町)
- ・平成 31 年 1 月 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文科省)
- ・平成 31 年 3 月 「道アクション・プランの一部改正」(北海道)「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(文科省)
- ・令和 31 年 4 月 「利尻町立学校における働き方改革アクション・プランの一部改正」(町)
- ・令和元年 7 月 「道アクション・プランの一部改正」(北海道)
- ・令和元年 12 月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の公布(文科省)
- ・令和元年 1 2 月 利尻町立学校における働き方改革アクション・プランの一部改正」(町)
- ・令和 2 年 1 月 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを 監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(文科省)
- ・令和 2 年 6 月 利尻町立学校における働き方改革アクション・プランの一部改正」(町)
- ・令和 3 年 3 月 「道アクション・プラン(第 2 期)の策定」(北海道)
- ・令和 3 年 9 月 利尻町立学校における働き方改革アクション・プラン(第 2 期)の策定」(町)
- ・令和 6 年 3 月 「道アクション・プラン(第 3 期)の策定」(北海道)

4 これまでの取組の成果と課題

(1) 現アクション・プランに係る取組の実施 現アクション・プランでは、「働き方改革手引『Road』の積極的な活用」「ICTを積極的に活用した業務等の推進」などを重点取組として、取組を推進してきた。その結果、各項目ともに改善が見られ、これらの取組の一定の定着が図られている。

(2) 学校における ICT 環境の整備

仙法志小学校は平成 27 年・利尻中学校は平成 29 年から 1 人 1 台端末を整備し、試行的・検証的取り組みをおこなっていたが、国の「GIGAスクール構想」により、学校における高速大容量のネットワーク環境整備の推進と、子ども一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すことが示されてから、急速に活用を進める状況となった。

さらに、令和 2 年 2 月以降における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急時においても、ICTの活用により子どもたちの学びを保障する環境

の実現を目的として、「1人1台端末」の計画が前倒しされるなど、学校におけるICT環境の整備が進み、個別最適な学びや協働的な学びの充実が図られるとともに、遠隔授業やオンライン学習の実施など、ICTを活用した教育活動が広がり、学びのスタイルが大きく変化した。

こうした中、校務を効率化し、事務作業時間の削減を図るため、ICTを積極的に活用し、自動的かつ継続的なデータ取得や情報共有の即時化、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業の実施など、業務等の一層の改善が求められている。

国では、令和5年3月の「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」の提言に基づき校務のデジタル化を推進しており、こうした国の動向を踏まえながら、校務の効率化や教育データの利活用に取り組む必要がある。

(3) 部活動の地域移行

国・道が示す部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであり、この取組は、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものであると示されている。

令和4年12月に国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間、公立中学校の休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の移行を目指すこととした「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」が令和5年3月に北海道教育委員会（以下「道教委」という。）により策定された。

町教委においても、令和4年11月に部活動地域移行に関する勉強会をおこない、その後も「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」に基づき検討を進めている。

(4) 教育職員に係る時間外在校等時間(超過時間)の状況

労働安全衛生法の改正により、勤務時間の管理が明確化されたこと等を踏まえ、校長や服務監督権者である町教委に求められる責務として、公務支援システムを活用し、各学校においては勤務時間の把握・計測が行われ町内全教職員の勤務時間が可視化している。

町教委では、現アクション・プランの目標として、教育職員の時間外在校等時間の目標を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としているが、一定の改善は見られるものの、目標の達成には至っていない状況である。

5 教職員の時間外勤務に係る実態

町教委では、公務支援システム出退勤管理により毎月の教職員の勤務実態を把握している。

現アクション・プランの推進によって、一定の縮減効果が認められる一方で、令和5年度において、教職員の適正配置がされないことにより、一部の教職員が長時間勤務となっている実態が明らかとなっている。これらの解消のためには、町教委はもとより、国・道において、教職員の適正配置や調査業務の更なる精選など、これまで実施してきた取組の精度を一層高め、速やかに実行するとともに、その効果測定に基づいて不断の見直しを行い、より実効性の高い取組を進めていく必要がある。

また、各学校においては、校内委員会の整理、諸会議の効率化、ICTの活用促進、部活担当教諭のローテーション制度の見直・構築など、それぞれの実情を踏まえて、実行可能な取組から速やかに実施し、検証を行いながら、成果を着実に積み重ねていく必要がある。

利尻町立学校の教職員に係る在校等時間について（令和4年度 4月～3月）												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45時間以下	20人	27人	22人	28人	31人	27人	30人	25人	28人	31人	29人	29人
46～79時間以下	10人	5人	9人	4人	1人	5人	2人	6人	4人	1人	3人	2人
80～99時間以下	2人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
100時間以上	0人											

利尻町立学校の教職員に係る在校等時間について（令和5年度 4月～3月）												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45時間以下	20人	27人	23人	29人	28人	23人	26人	24人	27人	29人	28人	28人
46～79時間以下	10人	3人	7人	1人	1人	5人	2人	4人	2人	0人	1人	1人
80～99時間以下	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
100時間以上	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人

本プランに掲げる取組の成果を検証しながら着実に進めるため、次のとおり目標を設定し、取組期間は令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

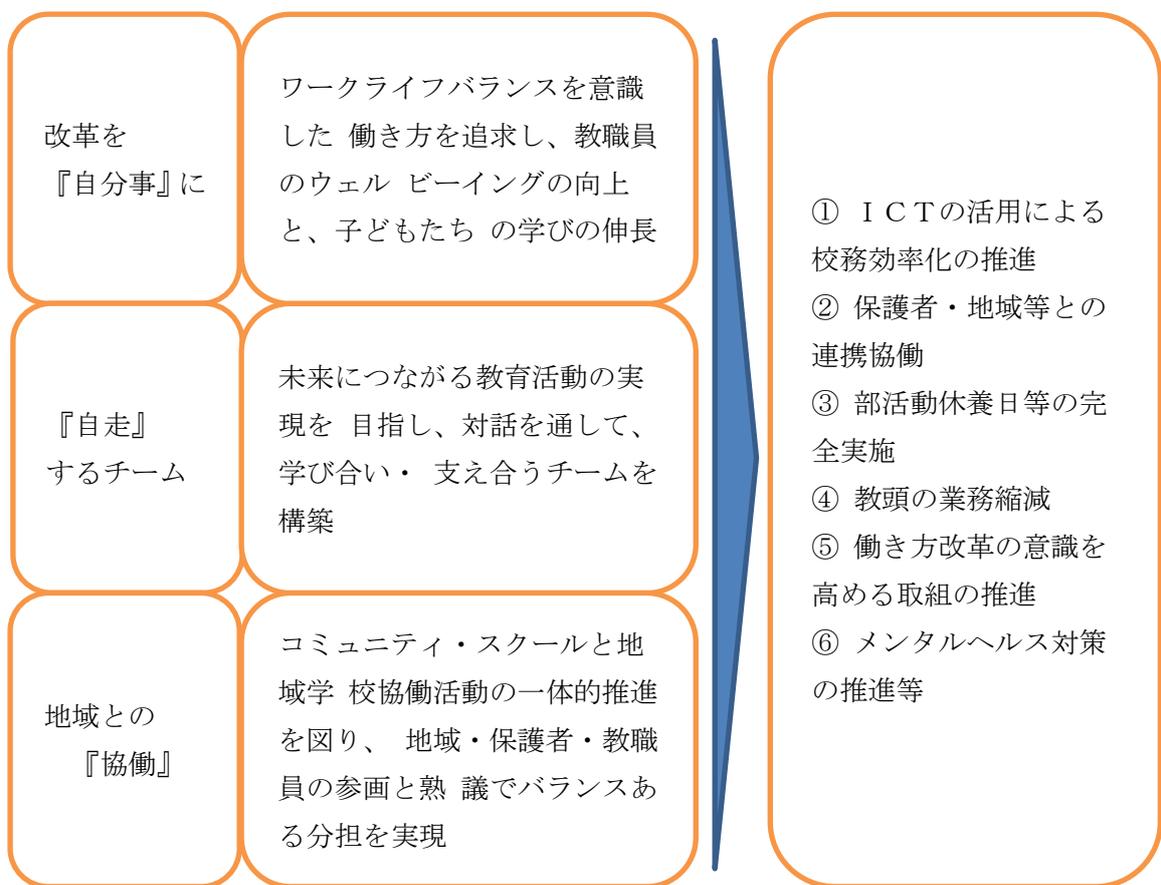
(1) 目標

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

(2) 重視する視点、重点的に実施する取組

【重視する視点】

【重点的に実施する取組】



7 教育委員会・学校・地域の意識と役割

【教育委員会の役割】

- ・町立学校における働き方改革を進めるための計画等や教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、適切に指導します。
- ・教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

【学校の役割】

・校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

・校長は、推進プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在職等時間等の実態を踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

【保護者や地域住民等への理解促進】

・子どもたちへの教育は、学校・家庭・地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠であります。

・子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要であります。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置けるとともに、保護者・地域住民等とより積極的なコミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努めます。

また、教育委員会においても、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図ります。

8 学校や教員が担う業務の明確化

教育委員会や各学校は、緊急提言で改めて示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努める。

9 SDG s の推進

アクション・プラン（第3期）はSDG sのうち、主に以下の目標達成に資することを踏まえ、SDG sの理念との整合に留意して、施策を推進する。



（目標 3）
すべての人に健康と福祉を



（目標 4）
質の高い教育をみんなに



（目標 8）
働きがいも経済成長も



（目標 11）
住み続けられるまちづくりを



（目標 17）

パートナーシップで目標を達成しよう

10 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICTの活用による校務効率化の推進 **重点**

【教委・学校】

・各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図ります。

・GIGAスクール構想や学校DXを推進します。

【学校】

・会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、クラウド上の教材の教員間での共有、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進めます

(2) 保護者・地域等との連携協働 **重点**

【教委】

・学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の取組による地域の実情に応じた効果的な活動を促します。

・学校における働き方改革を含む教員を取り巻く環境整備について積極的に総合教育会議の議題とするなど、首長部局と教育委員会が一体となって学校における働き方改革の実効性を高める取組を推進します。

【学校】

・日頃から、学校の取組などについて幅広く保護者や地域に対して情報発信するなど、情報の共有に努めるとともに、学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校便りで公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知します。

・学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進めます。

(3) 専門スタッフ等の配置

【教委】

- ・特別支援教育支援員や部活動ボランティアの配置を進めます。

(4) 学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

【教委・学校】

- ・学校徴収金の徴収・管理を、「学校以外が担うべき業務」として、教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについて、徴収等の業務を教員が担っている場合には、事務職員が一括して管理することや公会計化で実施している給食費のように、口座振替、インターネットバンキングの活用など、教員が関与することがない仕組みを構築するなどの取組を進める。

1 1 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施 **重点**

【教委】

- ・「北海道の部活動の在り方に関する方針」（以下「方針」という。）に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進めます。
- ・部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、必要に応じて勤務時間の適切な割振りを行うことなど、その趣旨の徹底を図ります。
- ・部活動休養日・活動時間の徹底に当たっては、中体連等の関係団体と連携・協力して取組を進めます。

方針（概要）

①部活動休養日の実施

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）こと。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

②部活動の活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）では3時間程度とすること。

【学校】

・方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に基づいて設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間等について、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底します。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

【町教委】

・方針を踏まえ、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、地域活動への移行を踏まえ、その効果的な体制の構築を検討する。

・教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善・勤務時間管理・兼職兼業等を行う。

【学校】

・学校規模や教員の配置状況等を踏まえ、特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置や分担制などにより、負担の平準化や軽減を図る。

・部活動の指導では、専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。

・教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善・勤務時間管理・兼職兼業等を行う。

(3) 大会等に係る負担の軽減

【教委】

・学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や大会日程の簡素化等を主催者や競技団体等に要請します。

【学校】

・部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等を精査します。

(4) 部活動の地域移行（地域活動）

【教委】

・「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」により、公立中学校等の休日の部活動を段階的に地域移行することとなっており、令和7年度までに、取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の地域活動実現を目指します。

【学校】

・生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、道教委及び町教委の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働します。

1 2 学校運営体制の見直しなどによる改善

(1) 教頭の業務縮減 **重点**

【教委】

・教頭職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら職の 魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減対策についても検討を進めます。

併せて、国・道へ調査業務の見直しや簡素化を要望します。

【学校】

・校長は、組織的な学校運営を行うに当たり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭 の業務負担も考慮しながら校内体制を整備します。また、管理職員と一般教員と事務職を含め、日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図ります。

(2) 学校行事の精選・重点化

【教委】

・学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性と意 義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行います。

【学校】

・それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図ります。

また、カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めるとともに、学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進めます。

(3) 適切な教育課程の編成・実施

【教委】

・標準授業時数を大きく上回った（小・中学校等は年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行います。 【学校】

・各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントすることで、授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫します。

（4）適正な勤務時間の管理等

【教委】

・各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行います。

・各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行います。

・学校の実情を踏まえ、教員が担当する授業や校務の状況などに応じて個別に勤務時間を設定する「シフト制」の活用を検討します。

・「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組（勤務間インターバル）について、実施に向けた効果的な在り方の検討を進めます。

【学校】

・校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定するとともに、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組みます

（5）「チーム学校」としての取組の推進

【学校】

・北海道の学校における働き方改革手引「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮します。

・コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図ります。

・明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるに当たり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取り掛かれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高めます。

・校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組みます。

・国の「働き方改革事例集」等の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進します。

(6) 若手教員への支援

【学校】

・若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいた場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援します。

(7) 学校の組織運営に関する見直し

【教委】

・学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行います。 【学校】

・設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図ります。

1.3 意識の変容を促す取組

(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進 **重点**

【教委】

・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進めます。

・学校訪問の際に、働き方改革を進める上でPDCAサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導します。

・働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価 に反映します。

・管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善 を図ります。

【学校】

・校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な 目標を設定します。

・校長は、在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進めます。

・管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図ります。

特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促します。

・時間外在校等時間が80時間を超える職員又は直近2～6か月間のいずれかの平均で80時間を超える職員については、産業医による面接指導を管理職から徹底するとともに、その結果を踏まえて業務改善を行います。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

【学校】

・学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進めます。

① 月2回以上の定時退勤日の実施

② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施

③ 15日以上有給休暇の取得促進

保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定するなど、定時退勤の徹底を図ります。

また、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進めます。

・管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動します。

・管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとします。

(3) 働き方改革に関する研修の実施

【学校】

・業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を計画します。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

【教委・学校】

・心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備します。

1. 設定期間

(1) 夏季休業期間中：8月15日を含む3日に設定することを基本とする。

(2) 年末年始の休日：12月29日～翌年1月3日

2. その他

(1) 部活動：原則として、閉庁期間中の部活動は行わない。

(2) 勤務を要する特別の事情がある場合の取り扱い：勤務を要する特別の事情がある場合は、休暇の請求を行わないことを校長に申し出て、勤務することができる。この場合において、学校管理者である校長（または教頭）の出勤は要せず、開錠、施錠等の管理は当該職員が行う。

(3) 学校特別支援員の扱い教職員と同様とする。ただし、年次休暇付与日数が少ないことから、長期休業中については任命権者である教育長の指示を受けて、教育委員会において勤務(校外勤務)することができる。

(4) 保護者への周知 各学校が保護者に通知する。

(5) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

【教委・学校】

・校務支援システム等を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し、公表するとともに、校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書 や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録 するよう努めます。

・校長会議などにおいて、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の 状況の客観的な把握や意識の共有を促します。

【学校】

・校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の 職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校 等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適 切な指導を行います。

1 4 学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等 **重点**

【教委】

・労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックを実施し、所管する学校職員のメンタルヘルス対策を推進します。

【学校】

・校長は、時間外在校等時間等が一定時間を超えた職員に対し、産業医等による面接指導を実施します。

・校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組みます。

(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

【教委】

・学校のみでは解決が難しい課題への対応のため、学校運営を支援する体制を整備します。

学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や保健課・町民課・こども家庭センターとの連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化します。

(3) 調査業務等の見直し

【教委】

・各種調査や事業、事務手続などについて、その必要性や手法の妥当性の観点から見直して提出書類や様式の簡素化を進めます。

(5) 少年団活動における教職員の負担軽減

【教委】

- ・現在、少年団活動の指導に関わる教職員についてはいない状況であるが、兼職兼業制度を利用した指導者が活動する時の負担軽減を図るため、関係団体に対して部活動指導休養日等に準じた取組について理解を図ります。